

第 2 1 号議案

長岡京市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

長岡京市老人医療費の支給に関する条例(昭和 4 8 年長岡京市条例第 1 3 号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)による租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)の一部改正により京都府の老人医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 4 5 年京都府告示第 5 2 8 号)が見直されることに伴い、老人医療費の支給に係る資格判定の規定の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市老人医療費の支給に関する条例（昭和４８年長岡京市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日等） １・２ 【略】 <u>３ 第２条第３号に規定する所得税が課されていない者については、同号に規定する者のほか、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の３の３第１項の規定を適用しないとしたならば所得税が課せられる者を除くものとする。</u>	附 則 （施行期日等） １・２ 【略】 【加える】

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の長岡京市老人医療費の支給に関する条例の規定は、令和７年８月１日以降の受給資格について適用し、同日前の受給資格については、なお従前の例による。